

消費税軽減税率制度説明会のご案内

主催：大阪国税局、大阪市 共催：大阪商工会議所

軽減税率制度は、多くの事業者の方に関係があります！！

本年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。



大阪国税局
消費税軽減税率制度
イメージキャラクター はちべえ

これに伴い、事業者の皆様には、

- ① 取扱商品が軽減税率8%か、標準税率10%かを判断
- ② 軽減税率の対象品目が売上げや仕入れ（経費）にある場合は、税率ごとの区分経理への対応
- ③ 複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等（一定のものについては、補助金の対象となります。）

など、軽減税率制度の実施までに準備を行っていただく必要があります。

このため、軽減税率制度や事業者支援措置について理解を深めていただくために、消費税軽減税率制度説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

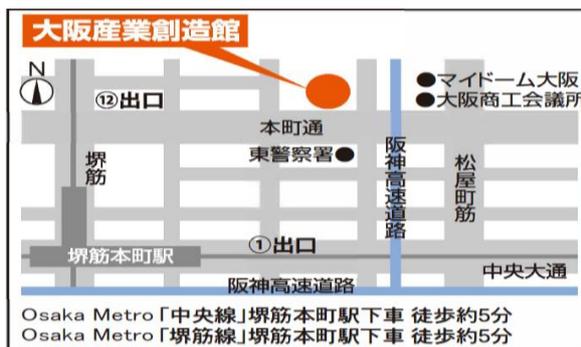
● 説明会の内容

消費税軽減税率制度の概要について
事業者支援措置（補助金）について

● 開催日程等

日時：令和元年7月16日（火）
18：30～20：00（18時開場）
会場：大阪産業創造館4階イベントホール
定員：300人

● 会場地図



● 参加方法（参加費：無料）

令和元年7月11日（木）までに、メール・FAX・郵送でお申込みください。

なお、個別に受講票は発行いたしませんので、当日は直接会場にお越しください。

また、申込み多数の場合、先着にて受付いたします（参加をお断りする場合は、ご連絡いたします。）。

申込方法

【メールの場合】

会社名、参加者氏名、参加人数、電話番号をご記入のうえ、件名を「説明会」としてお送りください。

■アドレス：ga0006@city.osaka.lg.jp

【FAX、郵送の場合】

右の様式にご記入のうえ、お送りください。

■FAX番号：(06) 6614-0190

■郵送先：〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10

ATCビルオズ棟南館4階

大阪市経済戦略局産業振興課あて

申込みについての問合せ先：電話06-6615-3774

キリトリセン

会社名	
参加者（代表者）氏名	参加人数
連絡先（電話番号）	

※ご記入・送付いただいた個人情報は、主催者（大阪国税局、大阪市）が説明会開催のためにのみ利用いたします

【説明会についての問合せ先】

大阪国税局 課税第二部 消費税課 軽減税率制度係 TEL：06-6941-5331（内線4362、4363）
〒540-8541 大阪府中央区大手前1-5-63 大阪合同庁舎第3号館